

新富町

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



平成 30 年 3 月

宮崎県 新富町

はじめに

町民の皆様には、日ごろから本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正やこれまでの計画の実績及び実情等を踏まえて、新たな目標等を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保等が計画的に図られるようにすることを目的として、「新富町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しました。

その目標の実現に向けて、町政の方向性を示す町計画の最上位の計画である「第5次新富町長期総合計画」との整合を図り、町民が健康で元気に生活し、障がいがある人もない人も安心して暮らせる『キラリと輝く元気な新富町』を目指します。

今後は、障がい者計画で定めました基本理念「町民誰もが元気で、生涯を通して安心して暮らせるまち」の実現に向け、国・県その他関係機関・団体と連携し、さまざまな施策・事業に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました新富町障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた障がいのある方々とその家族、サービス事業者の皆様、その他関係された皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

新富町長 小 嶋 崇 嗣

目 次

第 1 章	計画策定の概要	
1.	策定の趣旨	1
2.	計画の性格と位置付け	1
3.	計画の対象者	4
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定体制に向けた取組	5
第 2 章	新富町の障がい者の状況	
1.	人口・障がい者数の推移	7
2.	第 4 期障がい福祉計画の実績状況	12
3.	ニーズ調査結果	21
4.	事業所ヒアリング調査結果	34
第 3 章	障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	
1.	サービス提供体制(数値目標)の考え方	37
2.	障がい福祉サービス等に関する数値目標	38
第 4 章	推進体制	
1.	計画の進行管理	55
2.	国・県との連携	56
資料編		
1.	新富町障がい者自立支援協議会設置要綱	57
2.	新富町障がい者自立支援協議会委員名簿	59
3.	用語集	60

第1章 計画策定の概要

1. 策定の趣旨

「新富町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現することを目指すものです。また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、「障害者総合支援法第88条」及び「改正児童福祉法第33条の20」に基づき、国の定める基本指針に即し、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービスの提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的とします。

※「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者の人権を尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記します。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

2. 計画の性格と位置付け

（1）法令上の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

※障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、次にあげる基本的な理念に配慮して計画を作成する必要があるとしています。

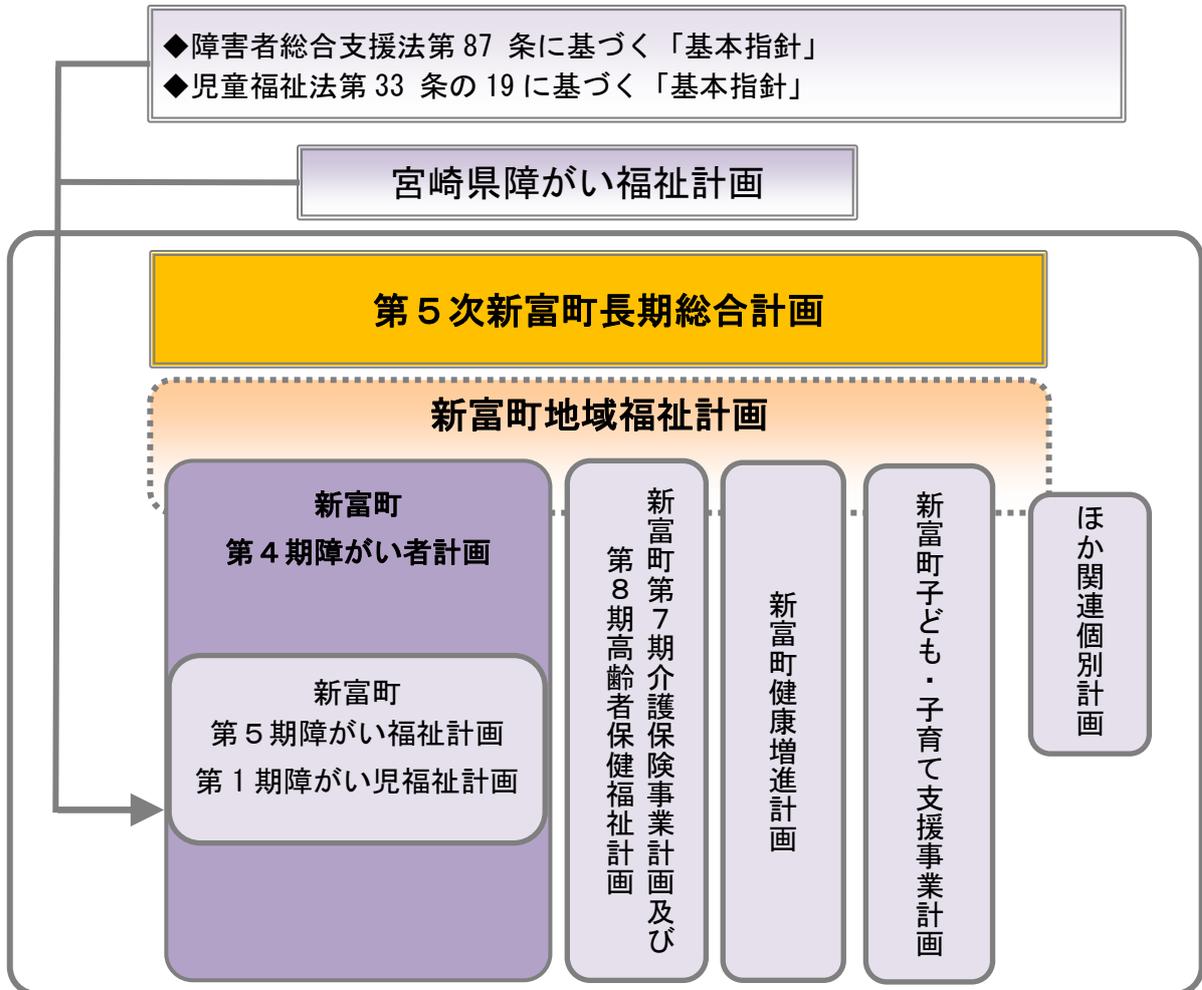
- ◆障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ◆入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ◆地域共生社会の実現に向けた取組
- ◆障害児の健やかな育成のための発達支援

また、国の基本指針は、平成 29 年 3 月、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

- ◆地域における生活の維持及び継続の推進
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◆就労定着に向けた支援
- ◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ◆地域共生社会の実現に向けた取組
- ◆発達障害者支援の一層の充実

(2) 本町における位置付け

本計画は「第5次新富町長期総合計画」及び福祉分野の基幹計画である「新富町地域福祉計画」を上位計画とする事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である「新富町障がい者計画」との緊密な連携のもとに推進していきます。また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。



3. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4. 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められており、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
障がい者計画 (障害者基本法)	第3期 (平成24年度～29年度)						第4期 (平成30年度～35年度)					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第3期 (平成24年度～26年度)			第4期 (平成27年度～29年度)			第5期 (平成30年度～32年度)			第6期 (平成33年度～35年度)		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)							第1期 (平成30年度～32年度)			第2期 (平成33年度～35年度)		

5. 計画の策定体制に向けた取組

(1) アンケート調査の実施

町内の障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者証所持者に対するアンケート調査、町内及び近隣市町の障がい福祉サービス事業所等を対象としてヒアリング調査を実施しました。障がい者の生活の現状や障がい者を取り巻く環境に対する課題・問題点、今後の希望、暮らしやすいまちづくりに対する意識等を把握し、計画策定の基礎的資料として活用することを目的としています。

(2) パブリックコメントの実施

平成30年1月4日から平成30年1月17日まで、町ホームページ及び町内3か所にてパブリックコメントを実施し、広く町民から意見を募りました。

寄せられたご意見、ご要望の内容を整理検討し、計画案に反映致しました。

【パブリックコメントの概要】

意見募集対象	新富町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画
資料の公表期間	平成30年1月4日(木)～平成30年1月17日(水)
意見の公表場所	新富町ホームページ 役場福祉課、新田支所、上新田サービスコーナー
意見の提出方法	意見書に氏名、住所、連絡先を記入の上、次のいずれかの方法により提出 ①郵便による提出 ②ファックスによる提出 ③ホームページからの提出
意見の提出期限	平成30年1月17日(水)
意見募集の実績	2件

(3) 新富町障がい者自立支援協議会の開催

本町では、障がい者施策の計画的推進を図るため、「新富町障がい者自立支援協議会」を開催し、3回にわたる協議を重ね、本計画を策定しました。

以下にその主な協議内容を示します。

【新富町障がい者自立支援協議会 協議内容】

第1回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成29年1月18日
協議内容	・委員の委嘱 ・平成28年度各専門部会等活動報告及び平成29年度各専門部会等活動計画について ・新富町第4期障がい者計画・第5期障がい福祉計画第1期障がい児福祉計画の策定について

第2回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成29年11月21日
協議内容	・新富町第3期障がい者計画の評価について ・新富町第4期障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(案)について

第3回 新富町障がい者自立支援協議会	
開催日	平成30年2月5日
協議内容	・新富町第4期障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画最終案について

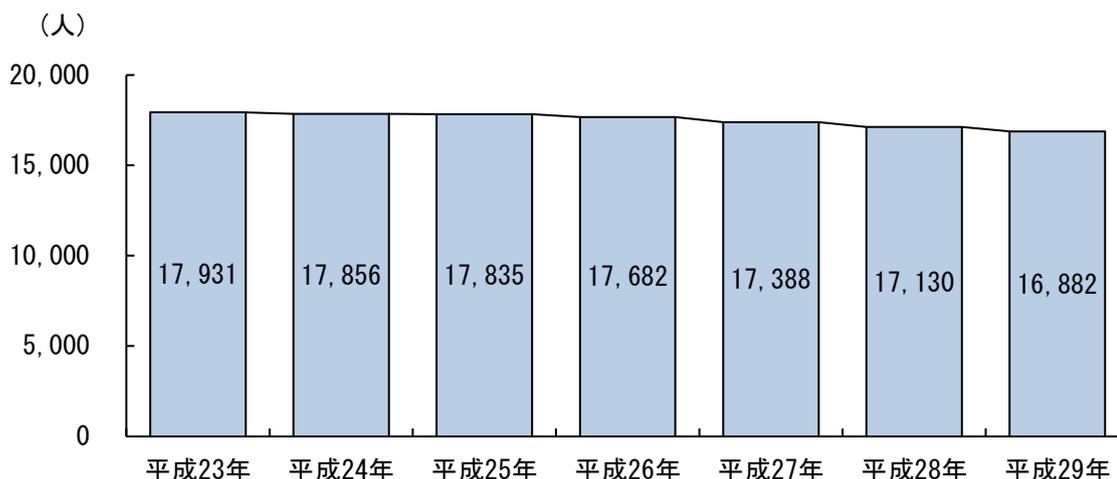
第2章 新富町の障がい者の状況

1. 人口・障がい者数の推移

(1) 総人口

新富町の総人口推移は、緩やかな減少傾向にあり、平成 29 年の人口は 16,882 人となっています。

図表 2-1 総人口の推移

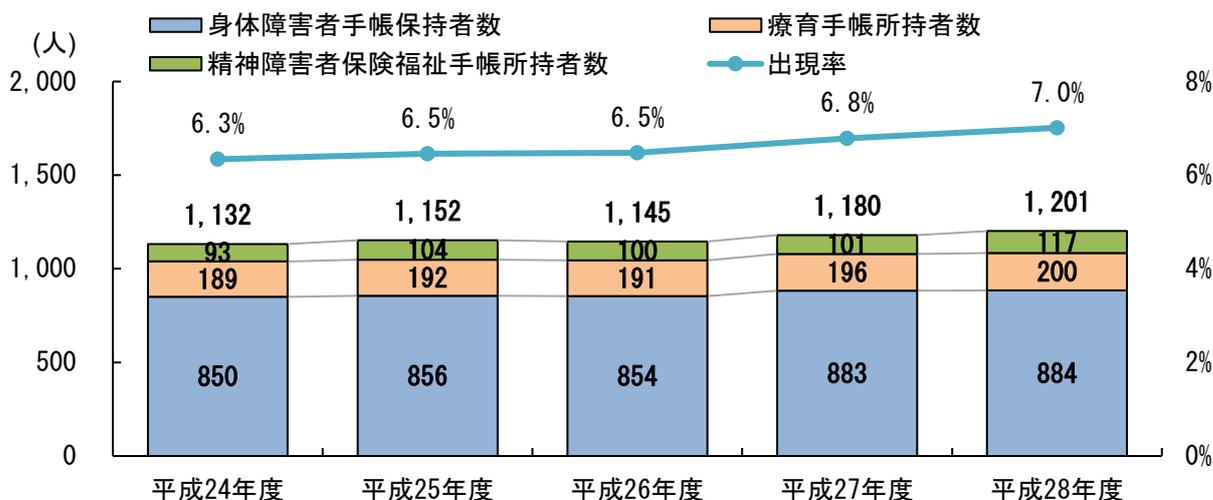


資料：毎年10月1日現住人口（国勢調査・現住人口調査）

(2) 障がい者数の推移

平成 28 年度の新富町における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者数 884 人、療育手帳所持者数 200 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 117 人の計 1,201 人となっており、平成 24 年度より 69 人増加しています。また、総人口に占める障がい出現率は平成 28 年度 7.0%となっており、平成 24 年度と比較し 0.7 ポイント増加しています。

図表 2-2 障がい者数・障がい出現率



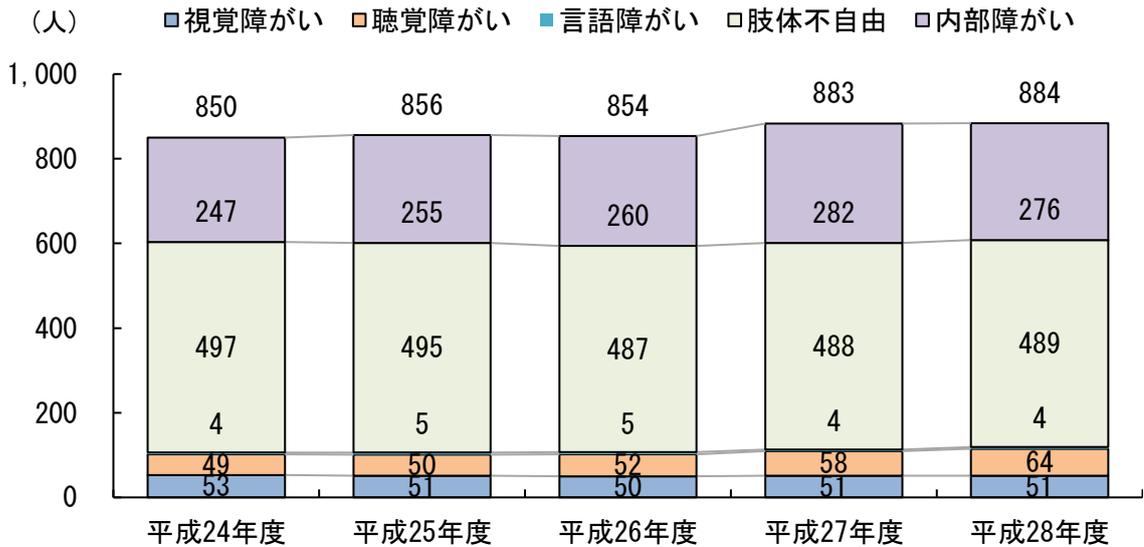
資料：「新富町身体障害者更生指導台帳」、「新富町知的障害者更生台帳」、「新富町精神保健障害者台帳」による

(3) 身体障がい者

平成 28 年度の新富町の身体障害者手帳所持者数を、障がい種別で見ると、「肢体不自由」が 489 人と最も多く、次いで「内部障がい」の 276 人となっており、平成 24 年度と比較すると「内部障がい」と「聴覚障がい」が増加しています。

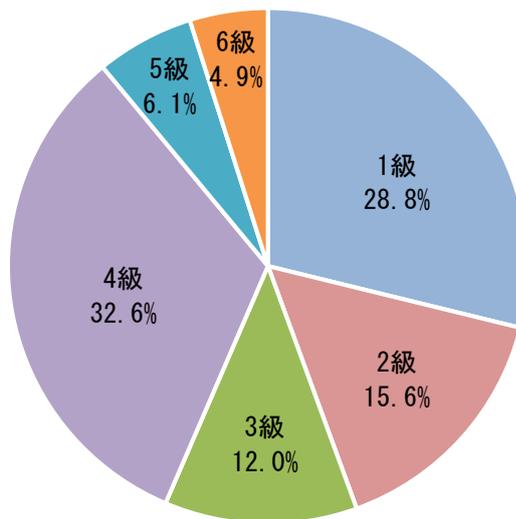
平成 28 年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「4 級」が 32.6%と最も多く、次いで「1 級」の 28.8%となっています。

図表 2-3 障がい種別身体障害者手帳所持者数



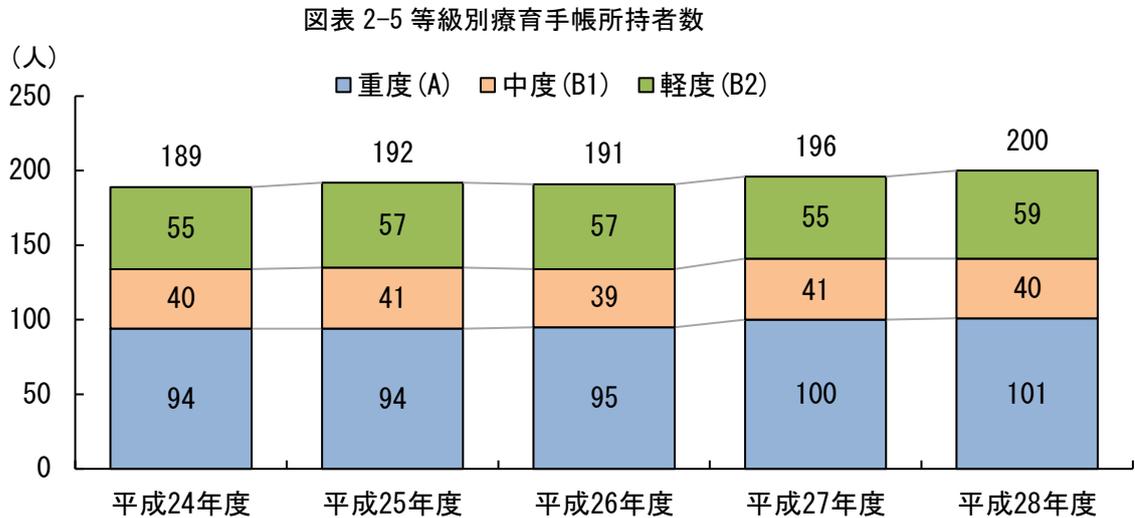
資料：「新富町身体障害者更生指導台帳」による

図表 2-4 等級別身体障がい者数



(4) 知的障がい者

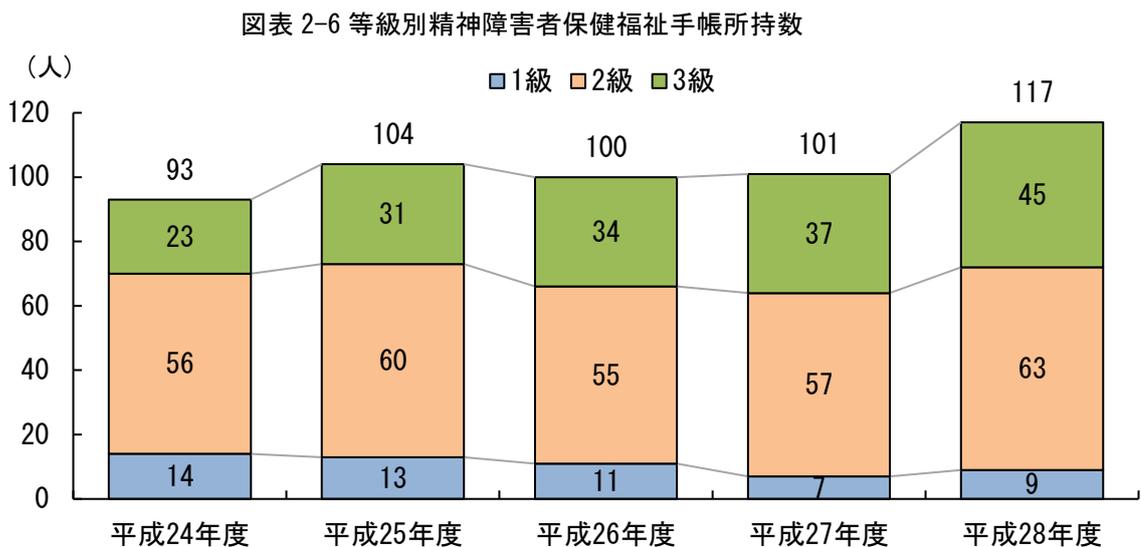
新富町の療育手帳所持者数は微増傾向にあり、平成 28 年度の療育手帳所持者数は 200 人となっています。療育手帳所持者数を、等級別にみると、「重度」が 101 人と最も多く、次いで「軽度」の 59 人となっています。



資料：「新富町知的障害者更生台帳」による

(5) 精神障がい者

平成 28 年度の新富町の精神障害者保健福祉手帳所持数は、117 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持数を等級別にみると、「2級」が 63 人と最も多く、次いで「3級」の 45 人となっており、平成 24 年度と比較し「3級」の精神障害者保健福祉手帳所持数が増加傾向にあります。

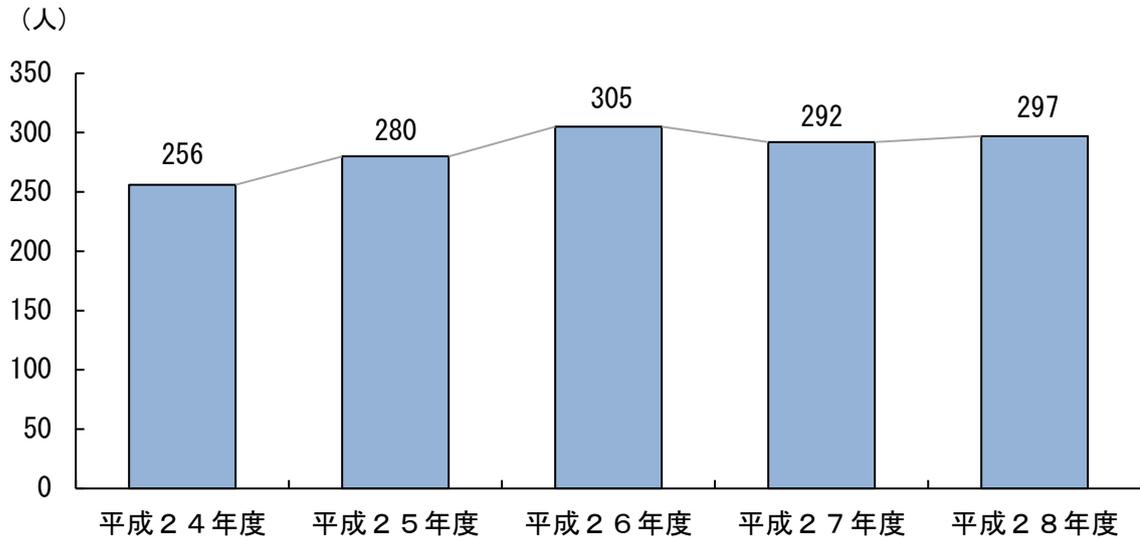


資料：「新富町精神保健障害者台帳」による

(6) 自立支援医療受給者数

新富町の自立支援医療受給者数は平成 24 年度の 256 人から平成 26 年度の 305 人までは増加傾向にあり、平成 27 年以降は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度の自立支援医療受給者数 297 人となっています。

図表 2-8 自立支援医療受給者数



資料：各年の事務事業報告による

※自立支援医療受給者とは

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける者で、以下の3者が該当します。

- ◆精神通院医療：精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ◆更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）
- ◆育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満）

(7) 障がいのある児童・生徒の状況

本町の障がいのある児童・生徒の状況は、平成29年5月1日現在で特別支援学級の在籍者数は47人、特別支援学校の在籍者数は16人となっています。

■特別支援学級の状況

図表 2-8 特別支援学級在籍者数

区分	小学校	中学校	合計
在籍者	36	11	47

図表 2-9 障がいの内容

区分	小学校	中学校	合計
視覚機能障害	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0
肢体不自由	0	0	0
知的判断困難	7	4	11
情緒判断困難	29	7	36

資料：新富町教育委員会による

■特別支援学校の状況

図表 2-10 特別支援学校在籍者数

区分	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
在籍者数	31	4	18	2	45	10	94	16

図表 2-11 障がいの内容

区分	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
視覚機能障害	2	0	2	0	3	0	7	0
聴覚機能障害	2	0	0	0	0	0	2	0
肢体不自由	9	0	8	1	22	1	39	2
知的障害	31	4	18	2	45	9	94	15
病弱	0	0	4	1	5	0	9	1
自閉	15	3	5	1	13	2	33	6
合計	59	7	37	5	88	12	184	24

資料：宮崎県立児湯るびなす支援学校による

2. 第4期障がい福祉計画の実績状況

(1) 障がい福祉サービスの見込み

※実績値は、宮崎県国民健康保健団体連合会障害福祉サービス費等請求額通知書を集計したものです。

①訪問系サービス 平成27年度から平成29年度までの実績状況

訪問系サービスは、実績値(時間)が計画値(時間)を下回っています。

図表 2-12 訪問系サービス 計画値・実績値（平成29年度は11月現在）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・重度訪問介護 行動援護・同行援護 重度障害者等包括支援	計画値	34人 1,027時間	36人 1,087時間	34人 961時間
居宅介護	実績	23人 302時間	24人 346時間	24人 323時間
重度訪問介護	実績	1人 241時間	1人 264時間	3人 406時間
行動援護	実績	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	実績	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	実績	11人 255時間	11人 263時間	10人 235時間

単位：1ヶ月あたり人・時間



②日中活動系サービス 平成 27 年度から平成 29 年度までの実績状況

日中活動系サービスについて、「生活介護」、「就労移行支援」、「短期入所(医療型)」以外は、実績値が計画値を上回っています。

図表 2-13 日中活動系サービス計画値・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
生活介護	計画	48 人	960 人日	49 人	980 人日	50 人	1,000 人日
	実績	54 人	944 人日	53 人	923 人日	53 人	927 人日
自立訓練（機能訓練）	計画	1 人	22 人日	1 人	22 人日	1 人	22 人日
	実績	1 人	7 人日	4 人	34 人日	3 人	50 人日
自立訓練（生活訓練）	計画	2 人	16 人日	2 人	16 人日	2 人	16 人日
	実績	2 人	40 人日	2 人	64 人日	5 人	64 人日
就労移行支援	計画	12 人	228 人日	14 人	266 人日	16 人	304 人日
	実績	9 人	139 人日	9 人	140 人日	12 人	216 人日
就労継続支援 A 型	計画	5 人	95 人日	7 人	133 人日	8 人	152 人日
	実績	9 人	166 人日	9 人	193 人日	11 人	225 人日
就労継続支援 B 型	計画	43 人	774 人日	45 人	810 人日	47 人	846 人日
	実績	50 人	872 人日	52 人	954 人日	50 人	902 人日
療養介護	計画	11 人		11 人		11 人	
	実績	11 人		13 人		13 人	
短期入所（福祉型）	計画	7 人	18 人日	8 人	21 人日	9 人	24 人日
	実績	8 人	42 人日	8 人	39 人日	6 人	31 人日
短期入所（医療型）	計画	4 人	10 人日	4 人	10 人日	4 人	10 人日
	実績	人	人日	人	人日	2 人	10 人日

※ 単位：1 ヶ月あたり人・日

③居住系サービス 平成 27 年度から平成 29 年度までの実績状況

居住系サービスについて、「共同生活援助」は、実績値が計画値を下回っており、「施設入所支援」の平成 28 年度の実績値は計画値通りとなっています。

図表 2-14 居住系サービス計画値・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	計画	12 人	14 人	16 人
	実績	11 人	11 人	12 人
施設入所支援	計画	36 人	35 人	34 人
	実績	38 人	35 人	34 人

※ 単位：1 ヶ月あたり人

④相談支援 平成 27 年度から平成 29 年度までの実績状況

相談支援について、「計画相談」の平成 29 年度は、実績値が計画値を下回っており、「地域移行支援」、「地域定着支援」は実績がありません。

図表 2-15 相談支援 計画値・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画	27 人	29 人	31 人
	実績	29 人	32 人	29 人
地域移行支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※ 単位：1 ヶ月あたり人



⑤障害児通所支援・障害児相談支援 平成 27 年度から平成 29 年度までの実績状況

障害児通所支援・障害児相談支援について、「児童発達支援」、「障害児相談支援」は、実績値が計画値を上回っています。

図表 2-16 障害児通所支援・障害児相談支援 計画値・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
児童発達支援	計画	6 人	84 人日	8 人	112 人日	10 人	140 人日
	実績	8 人	100 人日	13 人	172 人日	13 人	151 人日
医療型児童発達支援	計画	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
	実績	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
放課後等デイサービス	計画	26 人	325 人日	30 人	375 人日	34 人	425 人日
	実績	26 人	320 人日	26 人	332 人日	31 人	458 人日
保育所等訪問支援	計画	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
	実績	0 人	0 人日	0 人	0 人日	0 人	0 人日
障害児相談支援	計画	7 人		8 人		9 人	
	実績	8 人		9 人		10 人	

※ 単位：1 ヶ月あたり人・日

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

地域生活支援事業(必須事業)について、計画値と実績値に大きな差異はありませんが「移動支援事業」については、実績値が計画値を大きく下回っている状況です。

図表 2-17 理解促進研修・啓発事業 見込み・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	見込み	無	有	有
	実績	無	有	有

図表 2-18 自発的活動支援事業見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業 実施の有無	見込み	無	無	有
	実績	無	無	無

図表 2-19 相談支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業 実施箇所数	見込み	7 か所	7 か所	7 か所
	実績	8 か所	7 か所	7 か所
基幹相談支援センター 設置の有無	見込み	無	無	有
	実績	無	無	無

図表 2-20 市町村相談支援機能強化事業 見込み・実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	見込み	無	無	有
	実績	無	無	無

図表 2-21 住宅入居等支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業 実施の有無	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

図表 2-22 コミュニケーション支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 実利用者数	見込み	3 人	3 人	3 人
	実績	3 人	3 人	2 人
手話通訳者設置事業 実施箇所数	見込み	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所

図表 2-23 日常生活用具給付等事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具 給付等件数	見込み	4 件	5 件	5 件
	実績	1 件	2 件	0 件
自立生活支援用具 給付等件数	見込み	4 件	5 件	6 件
	実績	4 件	6 件	4 件
在宅療養等支援用具 給付等件数	見込み	6 件	7 件	8 件
	実績	3 件	4 件	1 件
情報・意思疎通支援用具 給付等件数	見込み	6 件	7 件	8 件
	実績	4 件	2 件	0 件
排泄管理支援用具 給付等件数	見込み	280 件	290 件	300 件
	実績	352 件	332 件	242 件
居宅生活動作補助用具 給付等件数	見込み	4 件	5 件	6 件
	実績	0 件	1 件	0 件

図表 2-24 移動支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業 実利用者数	見込み	5 人	6 人	7 人
	実績	1 人	1 人	1 人
移動支援事業 延べ利用時間数	見込み	1,000 時間	1,000 時間	1,000 時間
	実績	462 時間	537 時間	394 時間

図表 2-25 成年後見制度利用支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援 事業 実利用者数	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	1 人

図表 2-26 成年後見制度法人後見支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見 支援事業 実施の有無	見込み	無	有	有
	実績	無	無	無

図表 2-27 手話奉仕員養成研修事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業 実養成講習修了者数	見込み	5 人	6 人	7 人
	実績	4 人	8 人	0 人



図表 2-28 地域活動支援センター機能強化事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター I 型 実施箇所数	見込み	2 か所	2 か所	2 か所
	実績	2 か所	2 か所	2 か所
地域活動支援センター I 型 実利用者数	見込み	320 人	330 人	340 人
	実績	312 人	360 人	347 人
地域活動支援センター Ⅲ型 実施箇所数	見込み	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	0 か所	0 か所	0 か所
地域活動支援センター Ⅲ型 実利用者数	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

②任意事業

地域生活支援事業(任意事業)は、各事業において、実績値が計画値を下回っています。

図表 2-29 日中一時支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業 実利用者数	見込み	24 人	25 人	26 人
	実績	24 人	21 人	16 人

図表 2-30 訪問入浴サービス事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業 実利用者数	見込み	4 人	4 人	4 人
	実績	2 人	2 人	2 人

図表 2-31 更生訓練費給付事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業 実利用者数	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

図表 2-32 自動車運転免許取得費の助成 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得費の 助成 実利用者数	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

図表 2-33 自動車改造費の助成 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車改造費の助成 実利用者数	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

3. ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成30年度を初年度とする「新富町第4期障がい者計画」及び「新富町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定を行うため、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

②調査時期

平成29年8月に実施

③調査対象及び調査方法

新富町に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「自立支援医療受給者証」の各保持者に郵送配布・郵送回収にて実施しました。

④回収状況

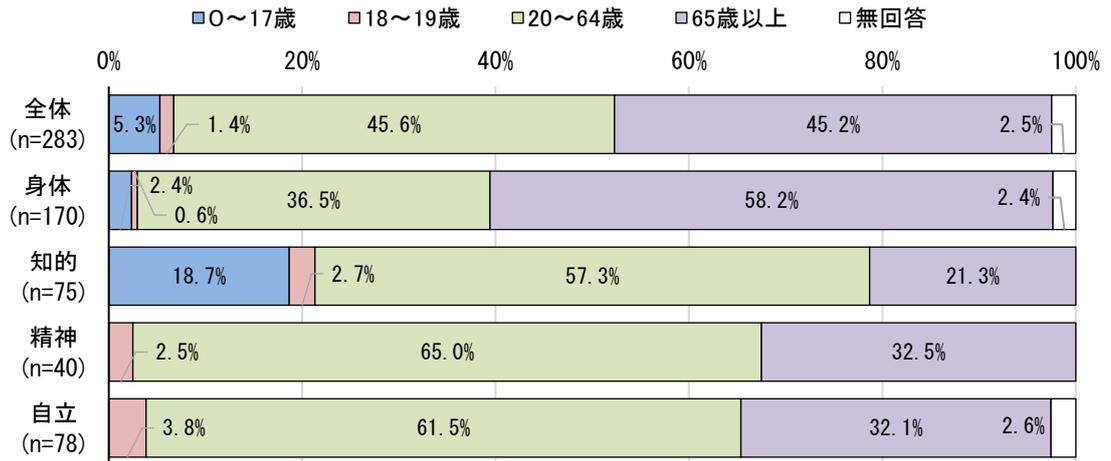
	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
抽出方法	各手帳所持者から無作為に抽出	身体障害者手帳保持者から無作為に抽出	療育手帳保持者から無作為に抽出	精神障害者保健福祉手帳保持者(自立支援医療受給者証所持者を含む)
調査件数	600名	250名	153名	197名
回収件数	284名	135名	73名	76名
回収率	47.1%	54.0%	47.7%	38.6%

(2) 調査結果概要

※クロス集計の母数は、重複障がい者が存在するため、障がい者手帳を所持していると回答した数を母数としています。

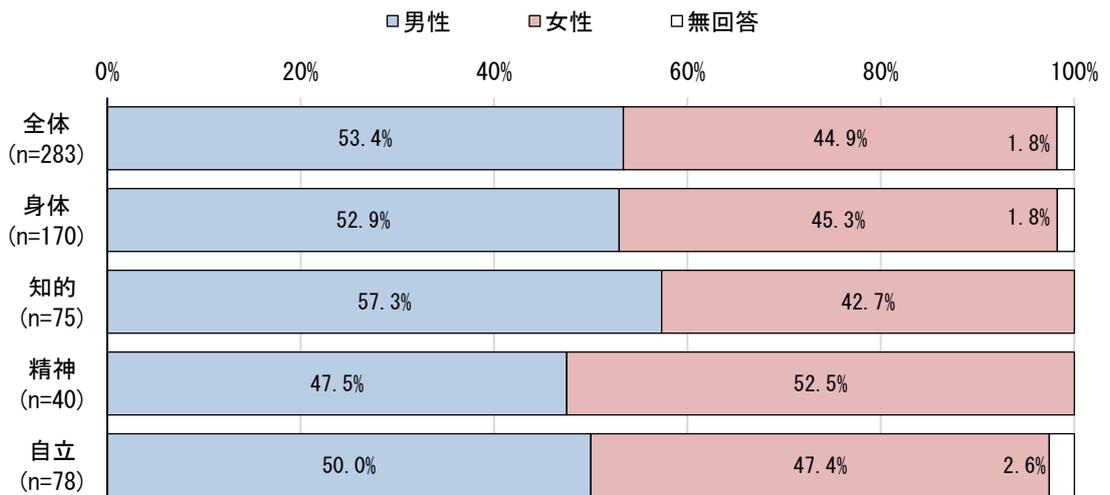
①年齢（平成29年4月2日現在）

回答者(宛名の方)の年齢について、身体障がい者のみ「65歳以上」が最も高く58.2%となっている。



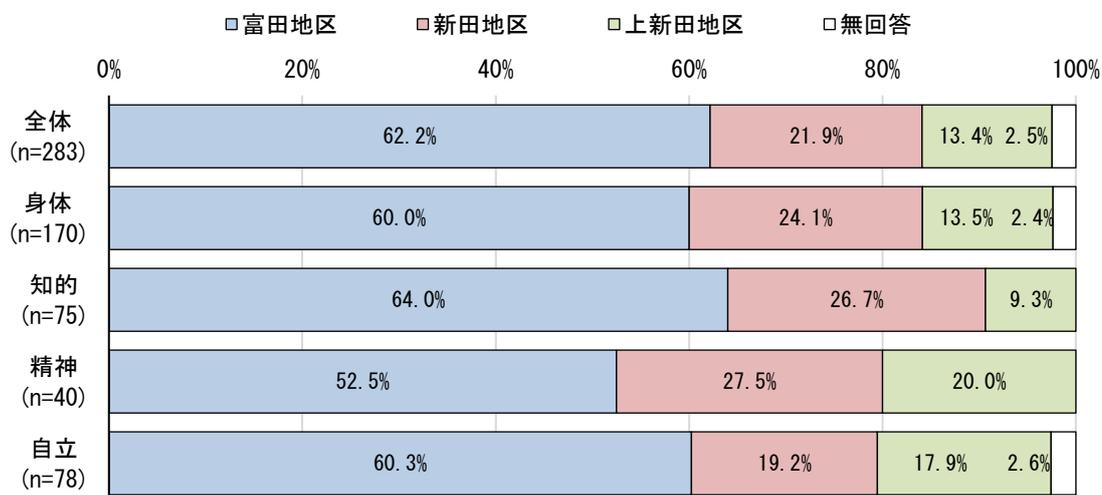
②性別

回答者の性別について、身体障がい者(52.9%)・知的障がい者(57.3%)・自立支援医療受給者(50.0%)は「男性」の割合がやや高く、精神障がい者(52.5%)は「女性」の割合がやや高くなっている。



③居住地域

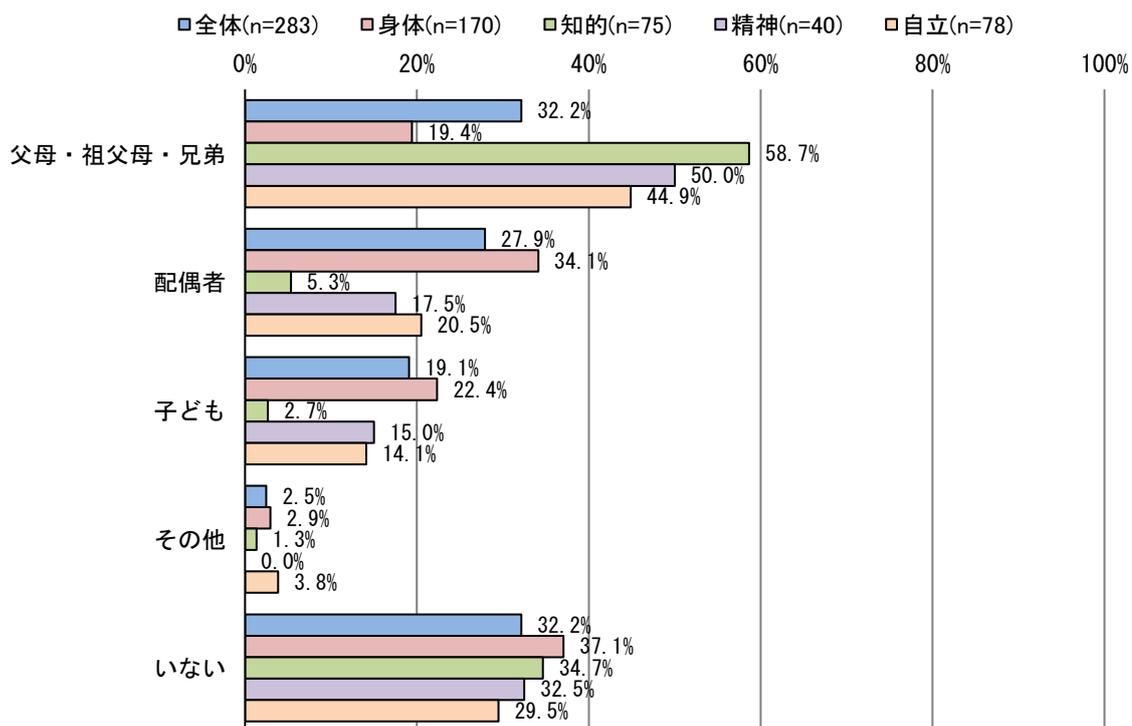
住んでいる地域の割合については、どの障がいにおいても「富田地区」が最も高く、身体障がい者は60.0%、知的障がい者は64.0%、精神障がい者は52.5%、自立支援医療受給者は60.3%となっている。



④同居者

一緒に暮らしている人について、身体障がい者(37.1%)は「いない(一人で暮らしている)」の割合が最も高く、知的障がい者(58.7%)・精神障がい者(50.0%)・自立支援医療受給者(44.9%)は「父母・祖父母・兄弟」の割合が最も高くなっている。

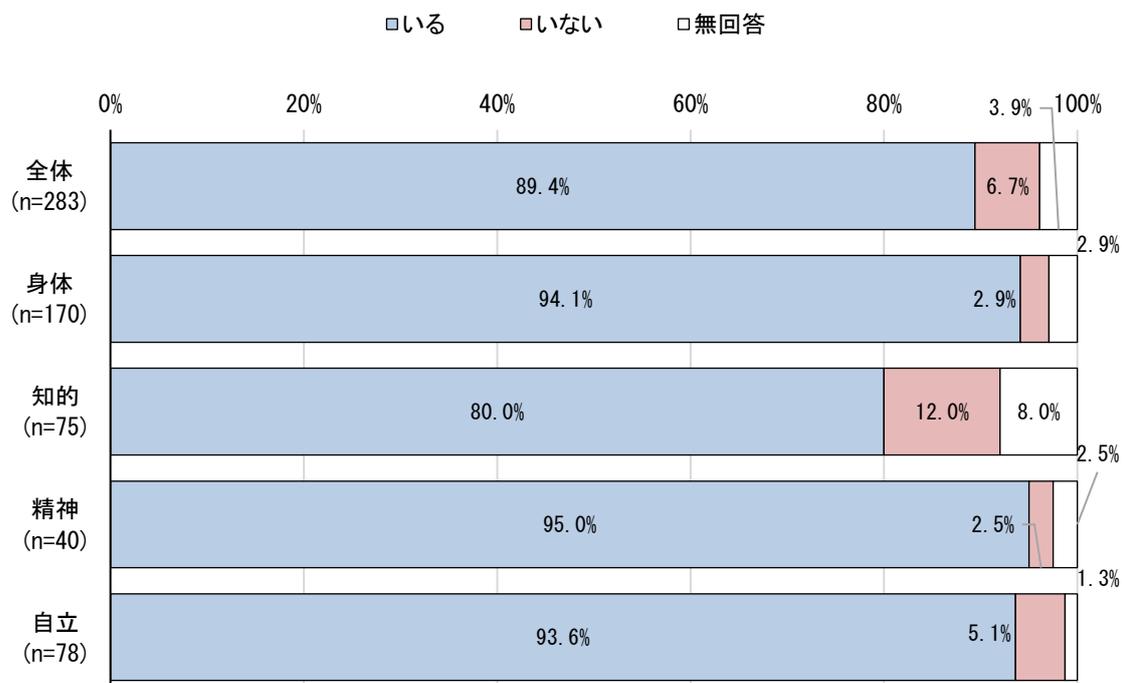
「いない」と回答した方が、約30%程度おり地域での見守りが必要となっている。



⑤かかりつけ医の有無

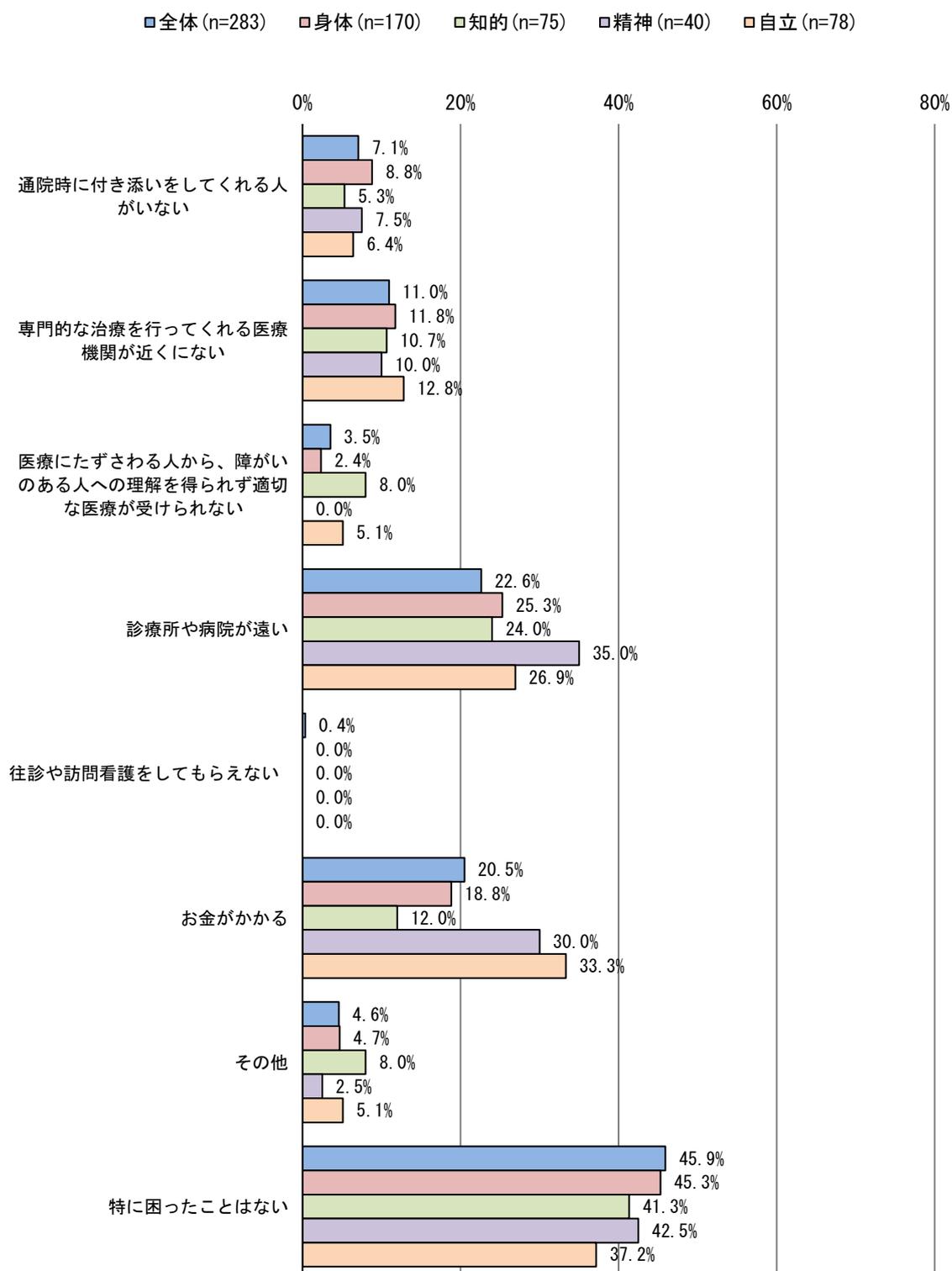
かかりつけ医の有無について、身体障がい者(94.1%)・知的障がい者(80.0%)・精神障がい者(95.0%)・自立支援医療受給者(93.6%)は「いる」が最も高くなっている。

また、「いない」と回答した方全体で6.7%存在することから、家族や地域での見守りが必要です。



⑥医療についての困りごと

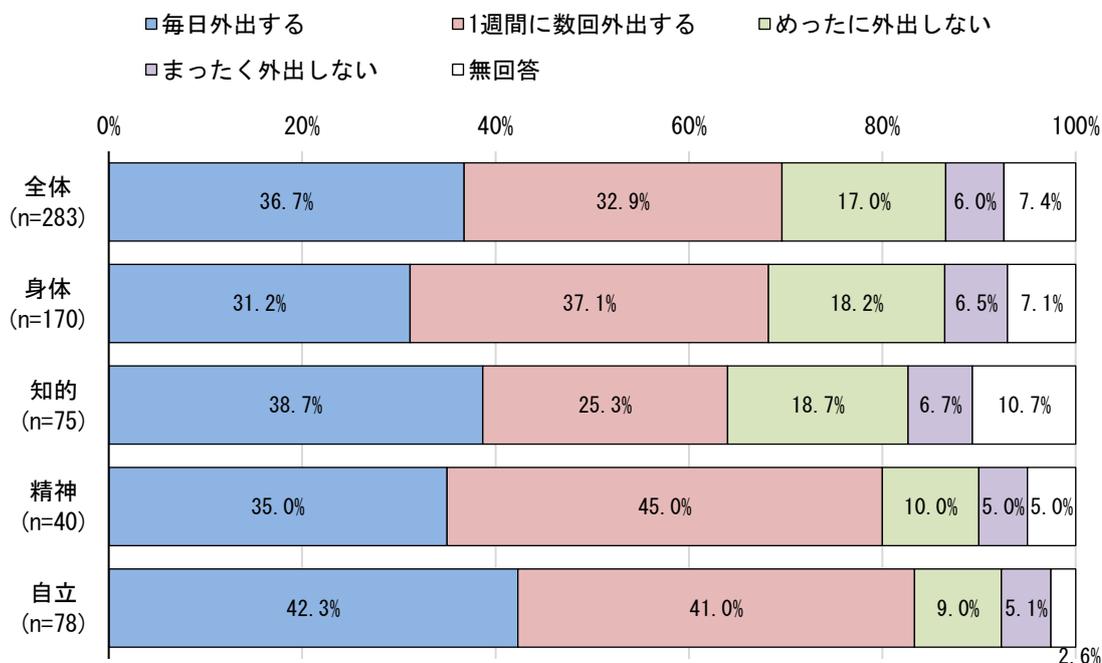
医療についての困りごとについて、「特に困ったことはない」が最も多いものの、「診療所や病院が遠い」、「お金がかかる」などの割合が高いことから、移動支援・経済的支援が求められている。



⑦外出の頻度

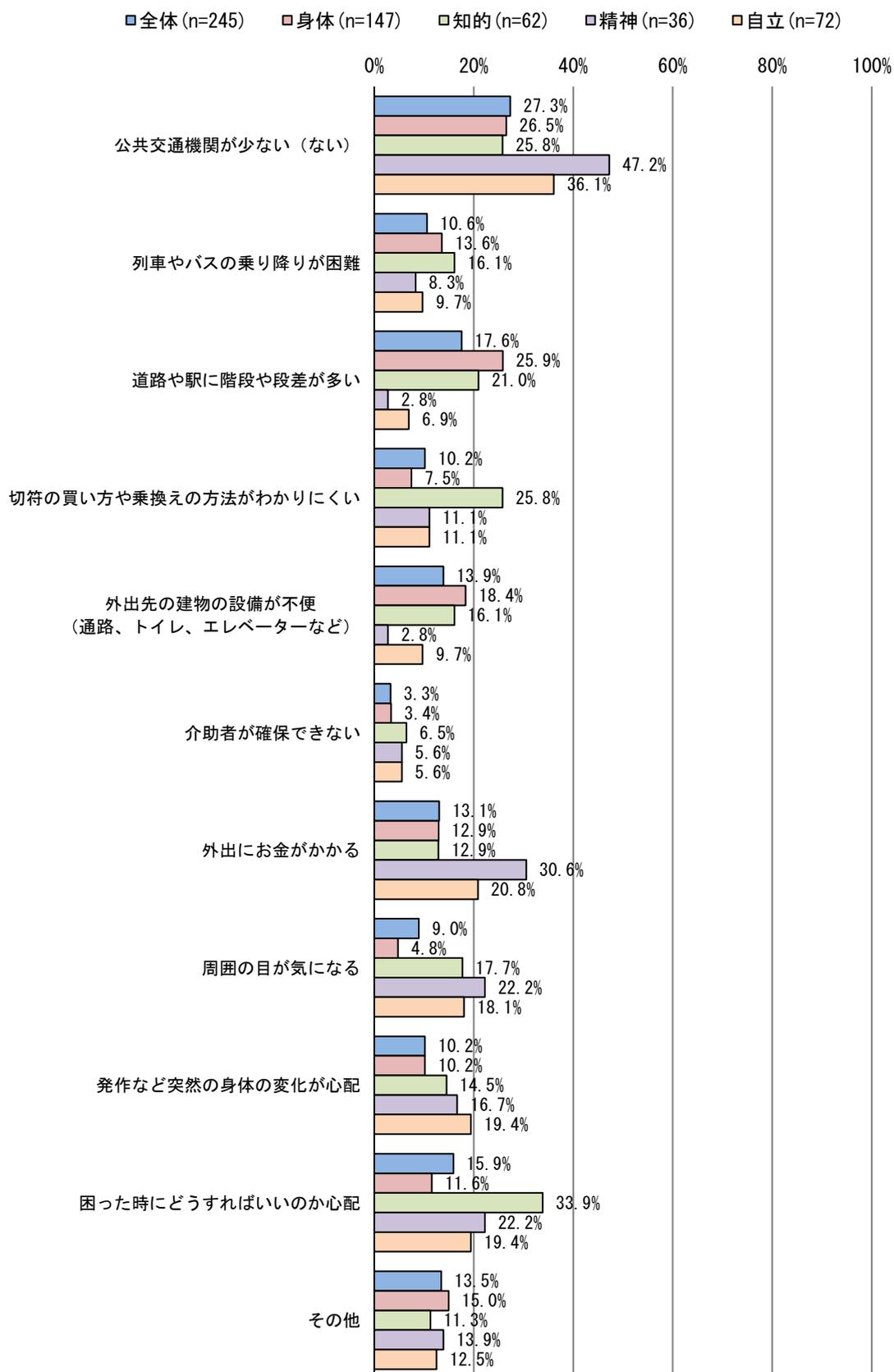
1週間の外出の頻度について、身体障がい者(37.1%)・精神障がい者(45.0%)は「1週間に数回外出する」、知的障がい者(38.7%)・自立支援医療(42.3%)は「毎日外出する」が最も高くなっている。

一方、「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した方も全体で、23%おり、外出手段の確保、社会参加の促進が求められる。



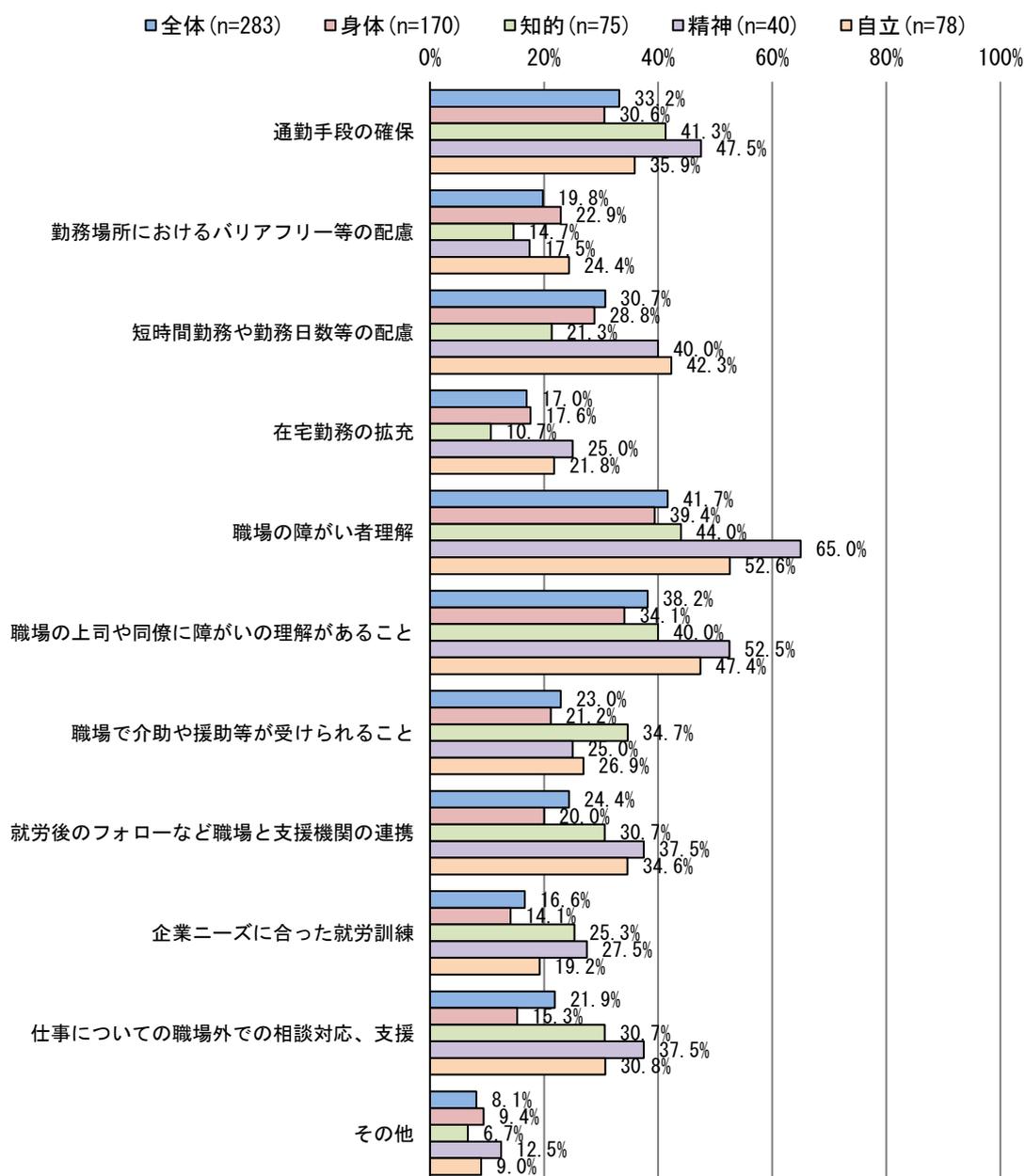
⑧外出時の困りごと

外出するときの困ることについて、身体障がい者(26.5%)・精神障がい者(47.2%)・自立支援医療(36.1%)は「公共交通機関が少ない(ない)」、知的障がい者(33.9%)は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっており、交通基盤の整備などへの取組みが求められている。



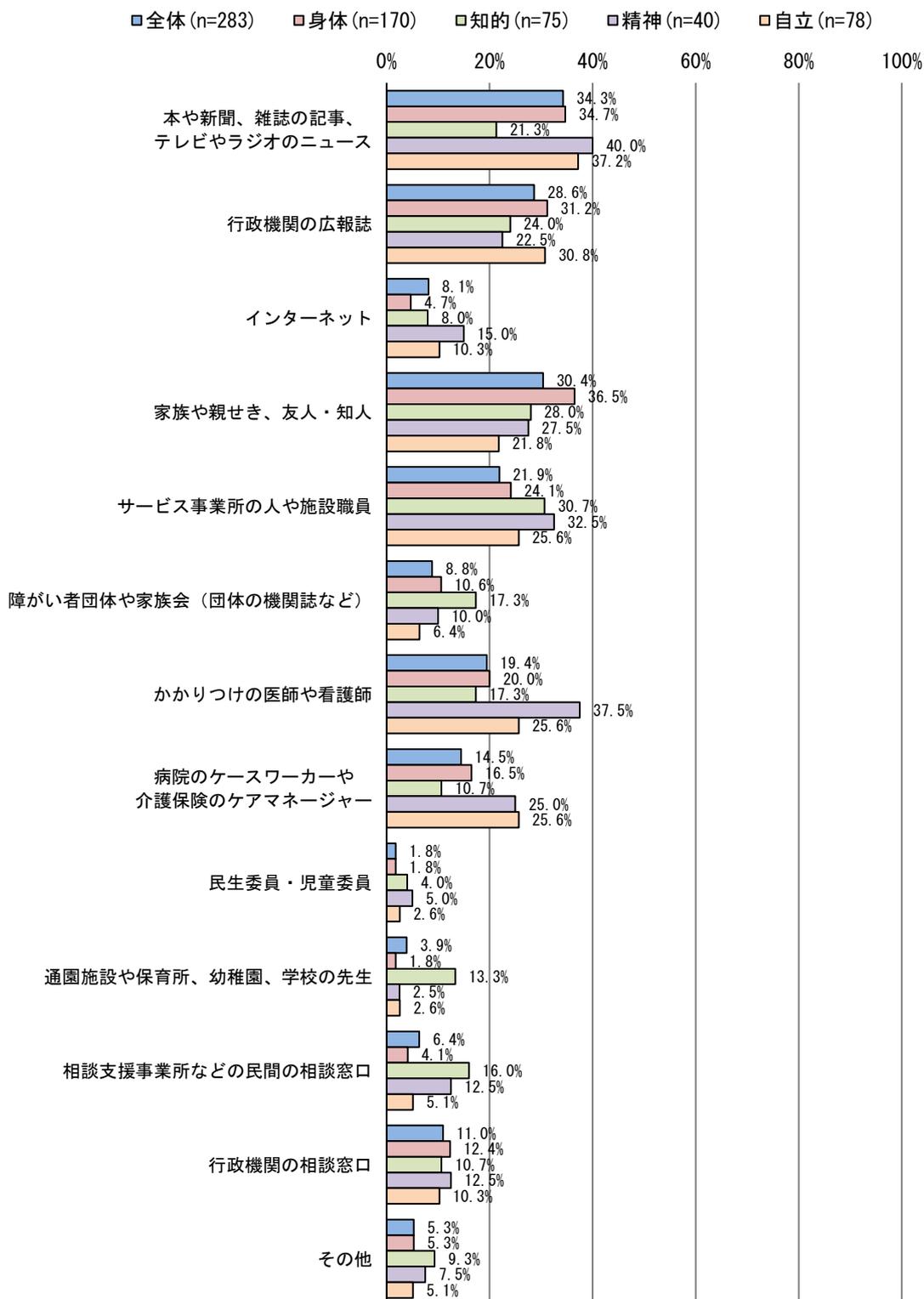
⑨就労時の困りごと

障がい者が就労の際に困ることについて、身体障がい者（39.4%）・知的障がい者（44.0%）・精神障がい者（65.0%）・自立支援医療受給者（52.6%）は「職場の障がい者理解」が最も高くなっており、事業所や地域住民の障がいに対する理解にむけ、普及啓発が求められている。



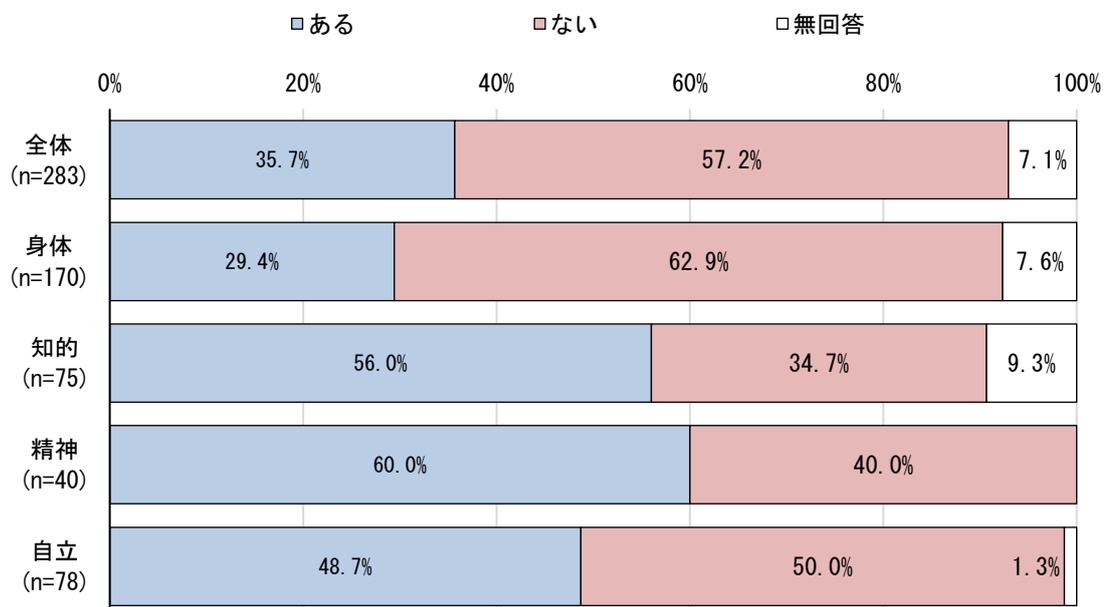
⑩情報の入手先

情報入手先について、身体障がい者(36.5%)は「家族や親せき、友人・知人」、知的障がい者(30.7%)は「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がい者(40.0%)・自立支援医療受給者(37.2%)は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高くなっており、広報を活用した「家族や親せき、友人・知人」からの情報提供や「サービス事業所や施設職員事業所」と連携した情報提供が効果的であると考えられる。



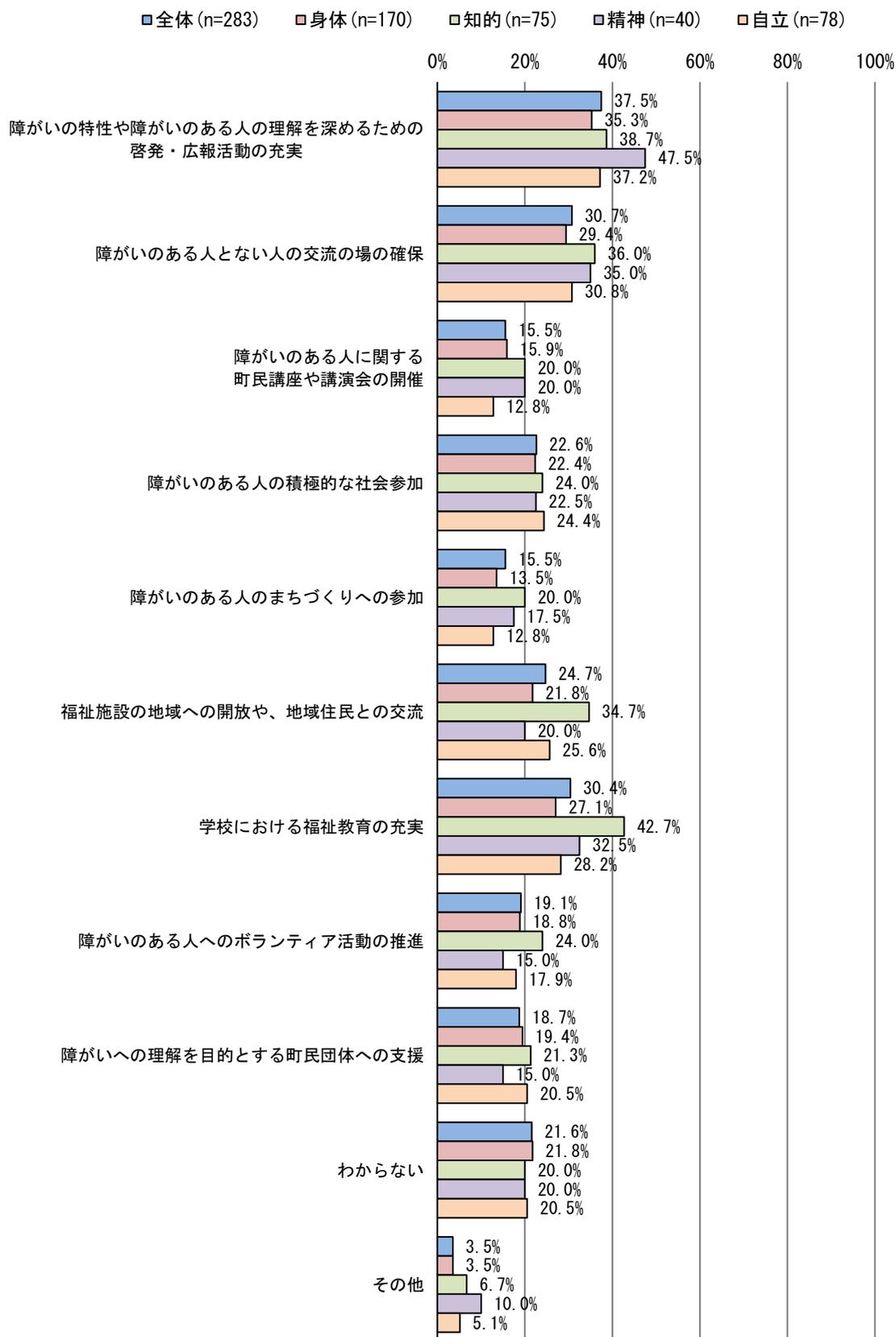
⑪障がいがあることによる差別の有無

差別や嫌な思いをすることがあるかどうかについて、身体障がい者(62.9%)・自立支援医療受給者(50.0%)は「ない」、知的障がい者(56.0%)・精神障がい者(60.0%)は「ある」が最も高くなっており、地域住民の障がいに対する理解にむけ、普及啓発が求められている。



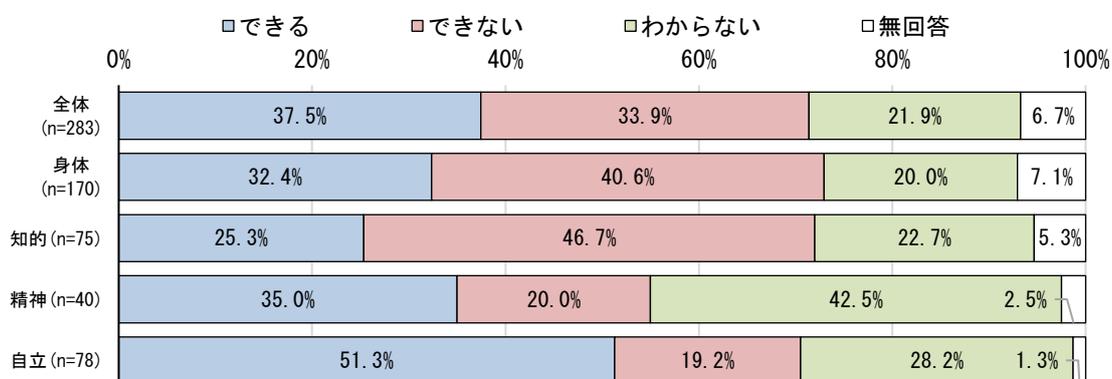
⑫障がい者への理解や偏見・差別をなくす取組み

障がい者への理解や偏見・差別をなくす取組みについて「障がいの特性や障がいのある人の理解を深めるための啓発・広報活動の充実」、「学校における福祉教育の充実」、「障がいのある人とない人の交流の場の確保」が求められている。



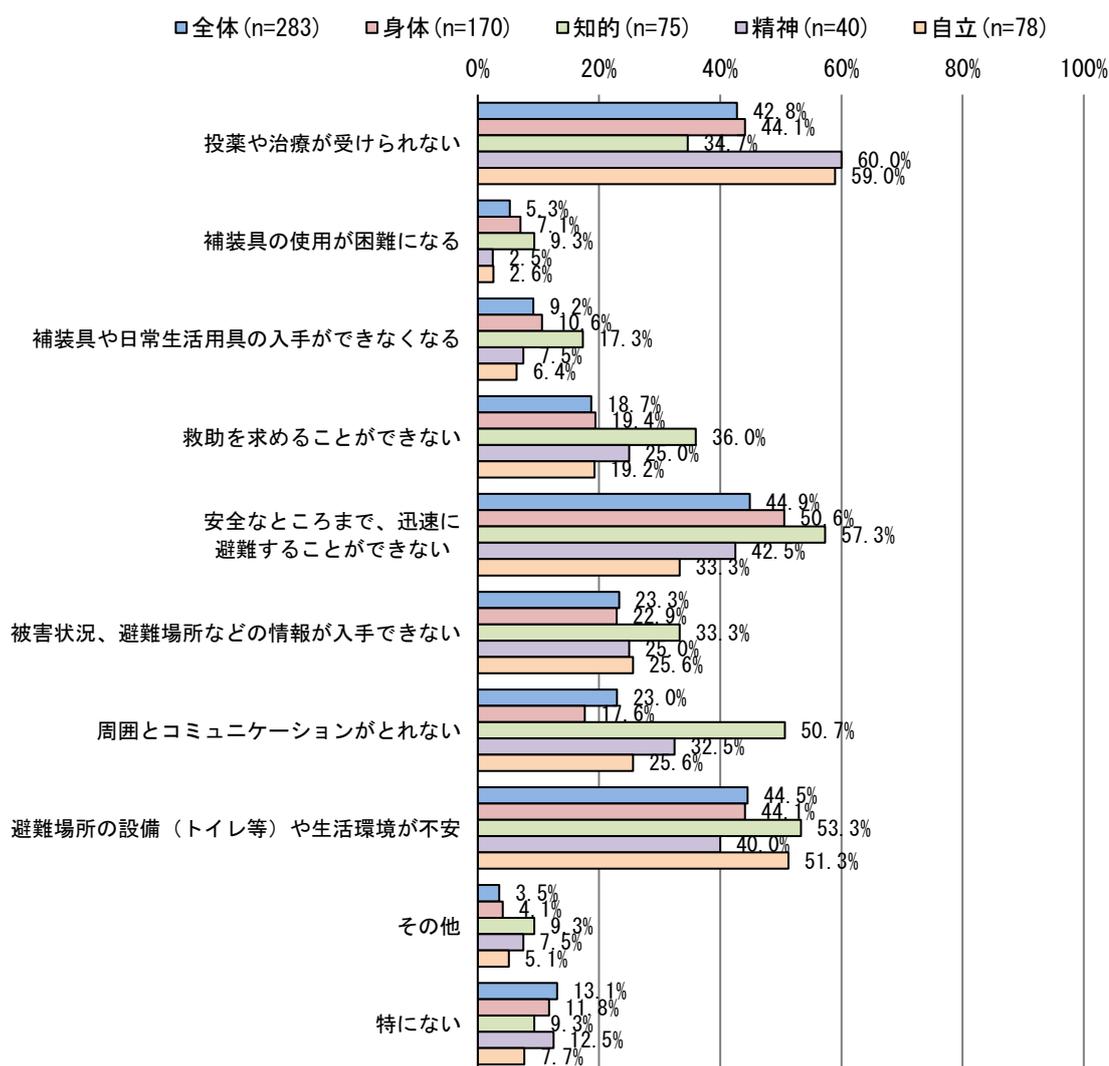
⑬災害時の避難について

災害時の避難について、身体障がい者(40.6%)・知的障がい者(46.7%)は「できない」、精神障がい者(42.5%)は「わからない」が最も高く、自立支援医療受給者(51.3%)は「できる」が最も高くなっており、災害時避難支援が求められている。



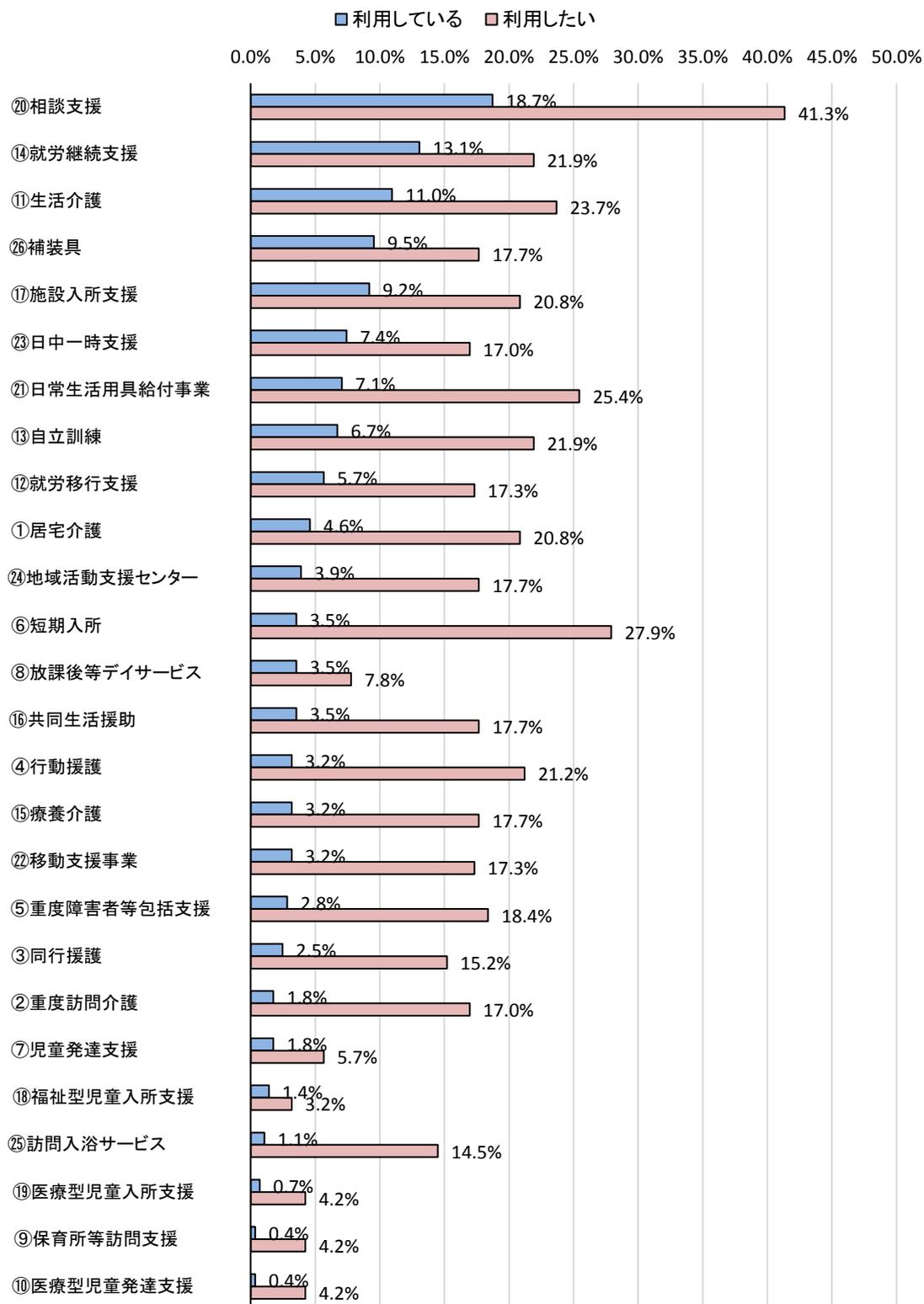
⑭災害時の困りごと

災害時に困ることについて、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」が多くなっており、避難所整備、災害時の医療体制の充実が求められている。



⑮障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用状況について、「相談支援」が最も多く、利用したい福祉サービスは「相談支援」、「短期入所」となっており、今後も「相談支援」及び「短期入所」サービスの需要は増加すると考えられる。



4. 事業所ヒアリング調査結果

(1) サービス提供事業者

①現在のサービス提供における問題点

【主な意見】

・ 利用者の障がい種別の複雑化(高齢化、精神との合併症等)や重度化及び医療的ケアへの対応が課題となっている。
・ 利用者の高齢化による施設整備、成年後見制度の利用、介護保険サービス利用への見極めなどへの対応が課題となっている。
・ 「就労継続支援 B 型」については利用人数が定員を上回り新規受け入れができない状況にある。
・ 職員の人材確保、人材育成が困難な状況にある。
・ 就労移行支援の有効期限を終えた利用者の利用希望への対応に苦慮している。

②今後の事業展開

【主な意見】

・ 本人や家族、役場や他サービス事業所と連携し情報共有を図る。
・ 地域生活への移行推進に向けグループホームの新設を検討している。
・ 就労継続支援 B 型事業の新設または定員増を検討している。

③相談窓口や連携体制における課題・問題点

【主な意見】

・ 地域生活への移行に向けて相談支援事業所の充実を図る必要がある。
・ 基幹相談や包括支援の設置や他自治体との連携も必要である。
・ 就労支援事業所や幼稚園・保育所・学校などとの情報共有・連携が必要である。

④一般就労及び福祉就労における課題・問題点

【主な意見】

・ 企業、職場における一般就労や福祉就労に対する理解や取り組みが必要である。
・ 一般就労者に対して長期にわたる支援体制が必要である。
・ 就労の場の拡充や会社見学の実施等が必要である。

(2) 障がい児通所支援サービス

①現在のサービス提供における問題点

【主な意見】

- | |
|-------------------------------|
| ・待機児童が増加しているが人材の確保ができない状況にある。 |
| ・他サービス事業者との連携ができていない。 |

②障がい児・発達障害・保育・教育に対する取り組みや課題・問題点

【主な意見】

- | |
|--|
| ・障がい児を持つ親達の交流 |
| ・新富町の方が利用できる日中一時支援事業所開設や相談支援事業所の増加が必要。 |
| ・学校と障がい児通所支援サービスとの連携、支援クラス担任の増員が必要。 |

③進学などにおける課題・問題点

【主な意見】

- | |
|---|
| ・就学前から就学、社会人になるまでの切れ目のない支援が必要である。 |
| ・就学相談の時期を早め、保護者・本人のゆとりを持った就学準備にする必要がある。 |
| ・就学支援等の窓口の周知が必要です。 |

(3) 関係団体

①障がい者（児）に対する福祉サービスの改善点や必要サービス

【主な意見】

- | |
|----------------------------|
| ・就労支援事業所へのジョブコーチの配置が必要である。 |
| ・行政との定期的な意見交換会の場が必要である。 |
| ・支援者の対応スキルの向上が必要である。 |

第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

1. サービス提供体制(数値目標)の考え方

国が定める基本指針に即し、平成30年度から平成32年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めて本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。なお、国の基本指針においては、以下の基本的考え方を示しています。

(1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター)を保障する。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにする。

さらに、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点の整備を図る。

なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保、地域の障がい者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要がある。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保していることが必要である。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

2. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

(1) 障がい福祉計画成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

図表 3-1 目標値

国指針	平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行することとする。		
平成 28 年度末 の入所者数 (A)	平成 32 年度末の 入所者数 (B)	【目標値】 削減見込 (A-B)	【目標値】 地域生活移行者数
35	32	3	4

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆保健、医療、福祉関係者による協議の場（精神）【新規】

図表 3-2 目標値

国指針	平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者によ る協議の場を設置することを基本とする。
【目標値】設置形態（単独又は共同）	
単独設置	

③地域生活支援拠点等の整備

◆地域生活支援拠点等の整備

図表 3-3 目標値

国指針	地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。	
平成 32 年度末の整備か所数	整備形態 (単独・圏域)	整備目標年度
1	単独	32

④福祉施設から一般就労への移行等

◆福祉施設から一般就労への移行

図表 3-4 目標値

国指針	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。	
平成 28 年度の一般就労移行者数	【目標値】平成 32 年度末の一般就労移行者数	
0	1	

◆就労移行支援事業の利用者数

図表 3-5 目標値

国指針	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。	
平成 28 年度末の利用者数	【目標値】平成 32 年度末の利用者数	
11	14	

(2) 障がい児福祉計画成果目標

①児童発達支援センターの設置

図表 3-6 目標値

国指針	平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。	
平成 32 年度末の整備か所数	【目標値】設置形態(単独・圏域)	
1	単独設置	

②保育所等訪問支援の利用体制構築

図表 3-7 目標値

国指針	平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	
構築見込み		
有		

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保【新規】

図表 3-8 目標値

国指針	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。	
平成 32 年度末の整備か所数	【目標値】確保形態(単独・圏域)	
1	圏域確保	

④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保【新規】

図表 3-9 目標値

国指針	平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。	
平成 32 年度末の整備か所数	【目標値】確保形態(単独・圏域)	
1	圏域確保	

⑤保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置（児童）【新規】

図表 3-10 目標値

<p>国指針</p>	<p>平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>
<p>【目標値】設置形態(単独・圏域)</p>	
<p>単独設置</p>	



(3) 障がい福祉サービスの見込み

①訪問系サービス

◆居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

◆重度訪問介護

重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。

◆同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。

◆行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。

◆重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。

図表 3-11 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間	798	873	1,148	1,080	1,110	1,140
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		35	36	34	36	37	38

単位：1ヶ月あたり人・時間

②日中活動系サービス

◆生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

図表 3-12 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
生活介護	人日分	944	923	927	1,080	1,100	1,120
	人	54	53	53	54	55	56

◆自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行うサービスです。なお、障がいのある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。

図表 3-13 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	7	34	50	66	66	66
	人	1	4	3	3	3	3

◆自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行うサービスです。なお、障がいのある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。

図表 3-14 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立訓練（生活訓練）	人日分	40	64	64	60	60	60
	人	2	2	5	6	6	6

◆就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービスです。

図表 3-15 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
就労移行支援	人日分	139	140	216	180	210	240
	人	9	9	12	12	14	16

◆就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

図表 3-16 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
就労継続支援(A型)	人日分	166	193	225	200	220	240
	人	9	9	11	10	11	12

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

図表 3-17 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
就労継続支援(B型)	人日分	872	954	902	918	936	954
	人	50	52	50	51	52	53

◆就労定着支援【新規】

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。

図表 3-18 実績値・計画値

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
就労定着支援	人	-	-	-	1	1	1

◆療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

図表 3-19 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
療養介護	人	11	13	13	13	13	13

◆短期入所(福祉型)

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に対して、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

図表 3-20 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
短期入所(福祉型)	人日分	42	39	31	45	45	45
	人	8	8	6	9	9	9

◆短期入所(医療型)

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に対して、病院、診療所、介護老人保健施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

図表 3-21 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
短期入所(医療型)	人日分	-	-	10	6	6	6
	人	-	-	2	2	2	2

③居住系サービス

◆自立生活援助【新規】

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

図表 3-22 実績値・計画値

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自立生活援助	人	-	-	-	7	7	7

◆共同生活援助

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

図表 3-23 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
共同生活援助	人	11	11	12	10	10	10

◆施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

図表 3-24 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
施設入所支援	人	38	35	34	34	33	32



④相談支援サービス

◆計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

図表 3-25 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
計画相談支援	人	29	32	29	28	29	30

◆地域移行支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うサービスです。

図表 3-26 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1

◆地域定着支援

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などに対し、地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

図表 3-27 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

⑤障害児通所支援・障害児相談支援等

◆児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

図表 3-28 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
児童発達支援	人日分	100	172	151	196	210	224
	人	8	13	13	14	15	16

◆医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童を通所させて、障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

図表 3-29 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	14	14	14
	人	0	0	0	1	1	1

◆放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

図表 3-30 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
放課後等デイサービス	人日分	320	332	458	434	448	462
	人	26	26	31	31	32	33

◆保育所等訪問支援

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

図表 3-31 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	3	3	3
	人	0	0	0	1	1	1

◆居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障がい等の状態にある障がい児の方で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表 3-32 実績値・計画値

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	-	-	-	-	3	3
	人	-	-	-	-	1	1

◆障害児相談支援

障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

図表 3-33 実績値・計画値（平成 29 年度は 11 月現在）

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
障害児相談支援	人	8	9	10	10	11	12

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新規】

医療的ケア児に対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の支援が受けられるよう関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置するものです。

図表 3-34 実績値・計画値

種類	単位	実績値			計画値		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	-	-	-	1	1	1

⑥地域生活支援事業

◆理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

図表 3-35 理解促進研修・啓発事業 見込み・実績値（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
理解促進研修・啓発事業実施の有無	無	有	有	有	有	有

◆自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

図表 3-36 自発的活動支援事業見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自発的活動支援事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

◆相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

図表 3-37 相談支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
相談支援事業実施箇所数	8 か所	7 か所				
基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	有	有	有

◆市町村相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

図表 3-38 市町村相談支援機能強化事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
市町村相談支援機能強化事業 実施の有無	無	無	無	有	有	有

◆住宅入居等支援事業

賃貸契約による、一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

図表 3-39 住宅入居等支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

図表 3-40 コミュニケーション支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実利用者数	3 人	3 人	2 人	4 人	4 人	4 人
手話通訳者設置事業 実施箇所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。利用者負担は原則 1 割ですが、利用者の負担を軽減するため、所得に応じて月額利用料の上限が設定されています。

図表 3-41 日常生活用具給付等事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護・訓練支援用具給付等件数	1 件	2 件	0 件	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具給付等件数	4 件	6 件	4 件	7 件	8 件	8 件
在宅療養等支援用具給付等件数	3 件	4 件	1 件	5 件	6 件	6 件
情報・意思疎通支援用具給付等件数	4 件	2 件	0 件	5 件	5 件	5 件
排泄管理支援用具給付等件数	352 件	332 件	242 件	360 件	365 件	370 件
居宅生活動作補助用具給付等件数	0 件	1 件	0 件	1 件	1 件	1 件

◆移動支援事業

町が外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出できることができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

図表 3-42 移動支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
移動支援事業実利用者数	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
移動支援事業延べ利用時間数	462 時間	537 時間	394 時間	1000 時間	1000 時間	1000 時間

◆成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

図表 3-43 成年後見制度利用支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
成年後見制度利用支援事業 実利用者数	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

◆成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

図表 3-44 成年後見制度法人後見支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
成年後見制度法人後見支援事業 実施の有無	無	無	無	有	有	有

◆手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

図表 3-45 手話奉仕員養成研修事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
手話奉仕員養成研修事業	4 人	8 人	0 人	8 人	8 人	8 人

◆地域活動支援センター機能強化事業

各機能を備えた地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供するとともに社会との交流の促進や地域生活支援の促進を図ります。

効果的に実施するために、地域活動支援センターを3区分に分類して展開します。

I型：専門職(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型：概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

本町においては、I型とIII型の事業を実施しています。

図表 3-46 地域活動支援センター機能強化事業 見込み・実績（平成29年度は11月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域活動支援センター I型 実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域活動支援センター I型 実利用者数	312人	360人	347人	370人	380人	380人
地域活動支援センター III型 実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
地域活動支援センター III型 実利用者数	0人	0人	0人	0人	1人	1人

◆日中一時支援事業

障がい者、障がい児の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施しています。

図表 3-47 日中一時支援事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
日中一時支援事業実利用者数	24 人	21 人	16 人	25 人	25 人	26 人

◆訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者(児)に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

図表 3-48 訪問入浴サービス事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問入浴サービス事業実利用者数	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人

◆更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または、自立訓練事業を利用している者に対して、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。

図表 3-49 更生訓練費給付事業 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
更生訓練費給付事業実利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

◆自動車運転免許取得費の助成

身体に重度の障がいを持つ者が、運転免許証取得のための経費の一部を助成します。

図表 3-50 自動車運転免許取得費の助成 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自動車運転免許取得費の助成 実利用者数	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

◆自動車改造費の助成

身体に重度の障がいを持つ者の自動車改造に要する経費を助成します。

図表 3-51 自動車改造費の助成 見込み・実績（平成 29 年度は 11 月現在）

区 分	実績			計画値		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
自動車改造費の助成実利用者数	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人

第 4 章 推進体制

1. 計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

（1）「成果目標」と「活動指標」について

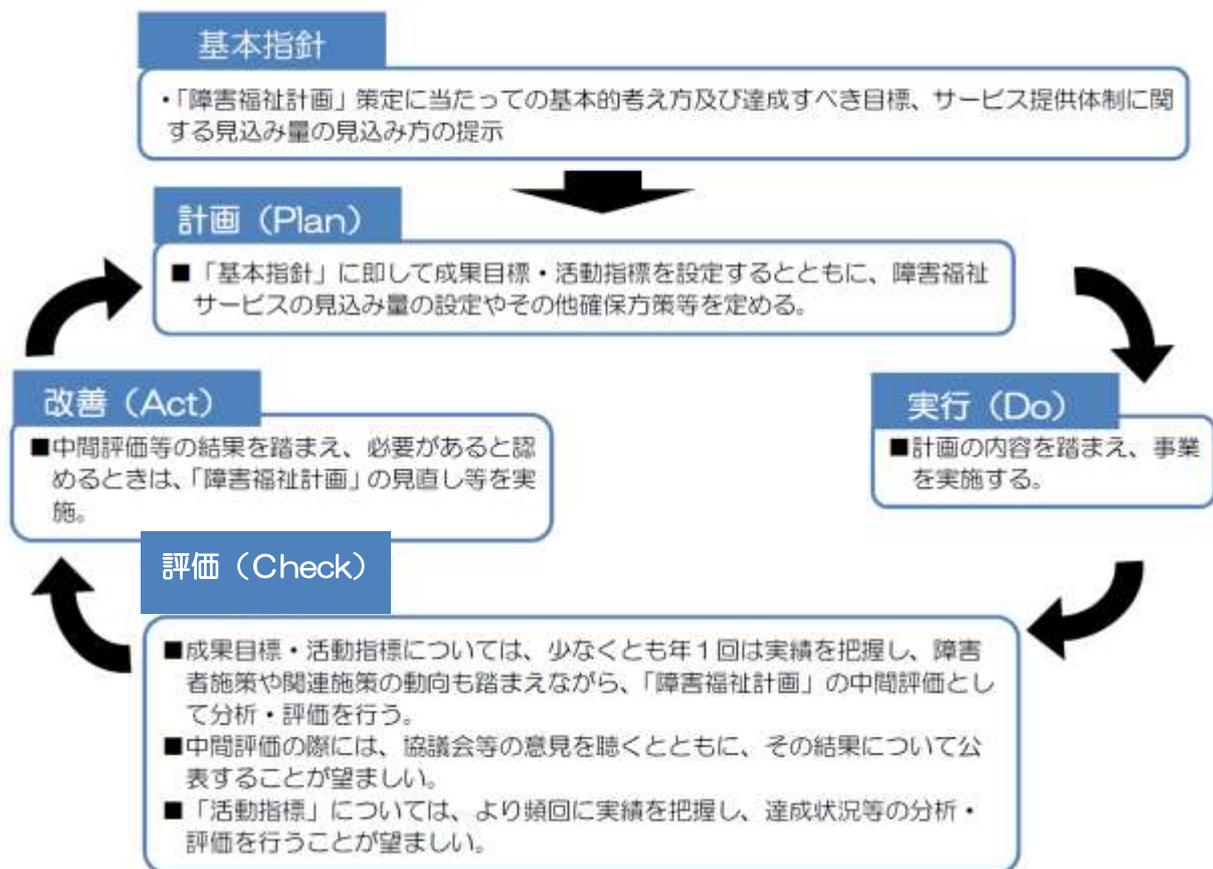
国の基本指針では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における平成 32 年度を目標年度とする目標を「成果目標」とし、また、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込み量等を「活動指標」として、それらについては、少なくとも年 1 回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。

このため本町においても、「成果目標」（数値的目標）及び「活動指標」（サービス見込み量等）を計画目標として、計画の推進・評価を行っていきます。

（2）点検・評価結果の反映

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年 1 回、新富町障がい者自立支援協議会及び専門部会から点検・評価を受けるとともに、その結果についてホームページ等で公表します。





2. 国・県との連携

障がいのある人及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

資料編

1. 新富町障がい者自立支援協議会設置要綱

平成25年12月27日

告示第97号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、新富町障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備及び強化に関すること。
- (2) 困難な事例への対応、調整等に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画策定に関すること。
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画策定に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者代表
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町議会議員
- (5) 教育関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい者福祉担当課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び部会員は、個人情報保護に十分留意し、職務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(新富町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 新富町障害者計画策定委員会設置要綱（平成10年新富町告示第58号）は、廃止する。

2. 新富町障がい者自立支援協議会委員名簿

(任期：平成 28 年 4 月 1 日から同 30 年 3 月 31 日まで)

第 3 条第 2 項の区分		団体名	役職名	氏 名	備考
(1)	障がい者代表	新富町身体障害者福祉会	会 長	井 崎 森 重	
(2)	社会福祉関係者	NPO 法人ハッピーデイズ	施設長	清 岩 男	
		NPO 法人ライフカンパニー新富	施設長	井上あけみ	
		社会福祉法人望洋会あゆみの里	副園長	○吉野直人	
		居宅介護支援事業所 ケアホームみなみ	代表者	椎 通 代	
		社会福祉法人明和会 セサミ・ファーム	施設長	児 玉 龍 郎	
		たかなべ障害者就業・生活支援センター	主任就業支援員	郡 山 一 生	H28. 4. 1～ H29. 11. 30
				日 高 星 児	H29. 12. 1～ H30. 3. 31
	新富町社会福祉協議会	事務局長	壺 岐 利 美		
(3)	学識経験者	新富町民生委員児童委員協議会	会 長	◎大坪啓良	H28. 4. 1～ H29. 11. 30
				◎比江島年見	H28. 12. 1～ H30. 3. 31
(4)	町議会議員	新富町議会	文教厚生常任委員長	吉 田 貴 行	
(5)	教育関係者	新富町校長会	会長 (富田小学校長)	石 谷 泰 宏	H28. 4. 1～ H29. 3. 31
			会長 (富田中学校長)	梶 木 満	H29. 4. 1～ H30. 3. 31
		県立児湯るびなす支援学校	教 諭 (チーフコーディネーター)	海老原裕紀子	
(6)	関係行政機関の職員	高鍋保健所	疾病対策グループリーダー保健師	阿 波 野 恵	
		児湯福祉事務所	総務課長	瀬 戸 口 康 成	
		新富町いきいき健康課	保健予防グループ課長補佐	押 川 美 香	

※氏名欄 ◎：会長 ○：副会長

3. 用語集

<あ行>

医療的ケア(児)

病院以外の場所で” たんの吸引” や” 経管栄養” など、家族が医ケア児に対し、生きていく上で必要な医療的援助のことです。

気管に溜まったたんを吸引する「たん吸引」、また口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻やお腹の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送る「経管栄養」などがあります。

<か行>

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

<さ行>

自立支援医療費受給者

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける者で、以下の3者が該当します。

精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育成医療：身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

社会的障壁（障害者基本法）

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行をいいます。

就学支援（制度）

公立の小中学校に通う児童・生徒で経済的理由から就学費用を負担できない者に、給食費・学用品費・修学旅行費などを援助する制度です。生活保護家庭のほか、市町村が独自に基準を設けて援助しています。学校教育法（第19条）に基づきます。

就労移行支援

就労を希望する障がい者に、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

就労継続支援（雇用型・非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

障がい者ケアマネジメント

障がい者ケアマネジメントは、地域で暮らす障がい者が、地域に散在する多くのサービスを有効に活用できるように支援するため、障がい者本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、障がい者のエンパワメントを高める視点から総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するための重要な援助方法(手法)です。

障がい児支援利用計画

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、共同生活援助、施設入所支援及び共同生活介護をいいます。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場に適応し定着できるように、障がい者・事業主および障がい者の家族に対して人的支援を行う専門職です。

成年後見制度

成年後見制度は精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与します。

<た行>

地域生活支援事業

それぞれの地域の状況や利用者の状況に応じて実施します。市町村では、利用者の相談受付や手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動の支援などを行います。また、県では、人材の育成などを行います。

<な行>

日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の 家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。